

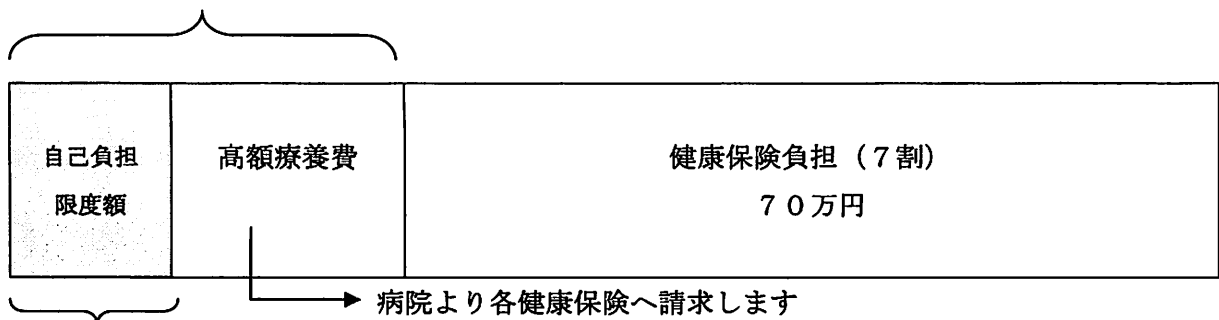
高額療養費の申請方法について

事前の申請により入院等に係る病院窓口でのお支払いが一定の限度額までのご負担となります。

- 対象になる方 入院予定のある方
- 申請手続き ご印鑑と保険証をお持ちいただき、加入されている健康保険（保険証を発行している所）へご相談ください。
 - ・国民健康保険 → 各市町村
 - ・社会保険 → 政府管掌・・・社会保険事務所
共済組合保険・・・所属所共済組合事務担当課または
共済組合健康管理課
組合保険・・・勤務先の総務課

【高額療養費のしくみ】

例) 医療費が 100 万円の場合
自己負担 (3 割) 30 万円



「限度額適用認定証」のご提示により 30 万円ではなく、自己負担限度額までのお支払いとなります。

【申請の手続きをされた方へ】

ご入院時に申請によって交付された「限度額適用認定証」、「健康保険証」をご提示ください。
ご入院時に間に合わないようでしたら、申請している旨を、入院受付担当者にお伝え下さい。
※この制度は食事の負担額や差額ベッド代は支給対象となりませんのでご注意ください。

自己負担限度額 (月額)

| 適用区分 | | 過去 1 年間に高額療養費の対象が 3 回目まで | 多数該当 (4 回目以降) |
|------|-------|-------------------------------------|---------------|
| A | 上位所得者 | 150,000 円 + (医療費 - 500,000 円) × 1 % | 83,400 円 |
| B | 一般所得者 | 80,100 円 + (医療費 - 267,000 円) × 1 % | 44,400 円 |
| C | 低所得者 | 35,400 円 | 24,600 円 |

※ ①医療機関ごと ②医科・歯科別 ③入院・外来 ④保険者ごと 別に適用となります。

入院で一部負担金を 300,000 円支払った時

保険診療分の医療費 = 100 万円

・自己負担限度額 = $80,100 \text{ 円} + (1,000,000 \text{ 円} - 267,000 \text{ 円}) \times 1\%$ = 87,430 円
病院窓口では、87,430 円

・高額医療費 = $300,000 \text{ 円 (一部負担金)} - 87,430 \text{ 円 (自己負担限度額)} = \underline{212,570 \text{ 円}}$
212,570 円は、高額療養費の申請を行うことで還付を受けることができます。

| | |
|-------------|-------------|
| 70 万円 (7 割) | 30 万円 (3 割) |
|-------------|-------------|